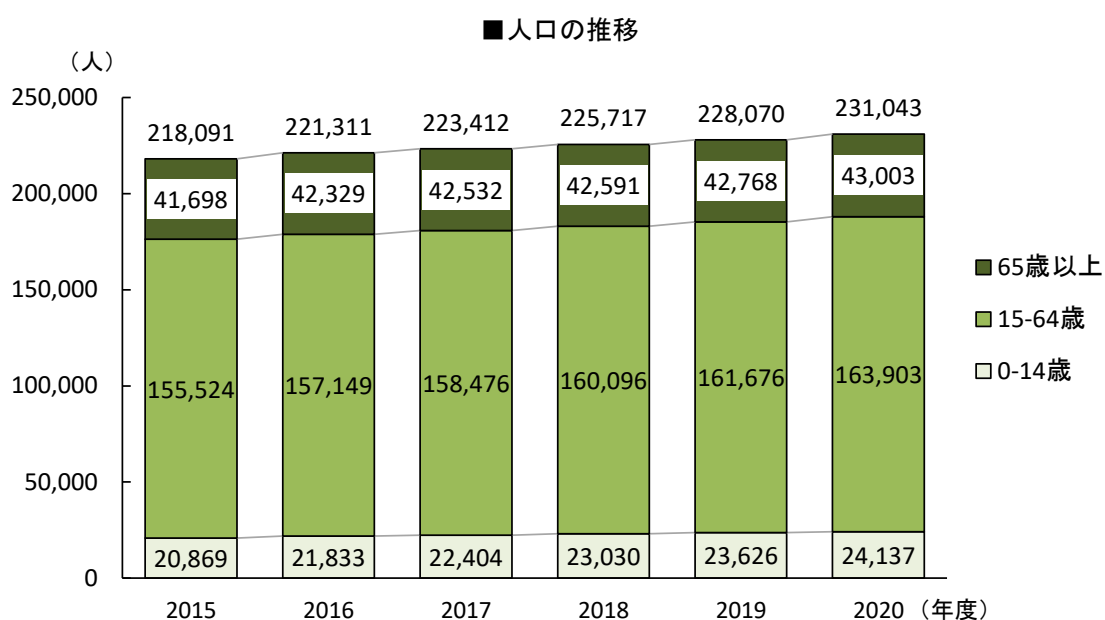


第2章 現状と課題

1 障がい者（児）を取り巻く状況

(1) 人口と障がい者数の推移

- 渋谷区の人口は、年々増加しています。近年は伸び率が低くなっていますが、2020年4月1日現在で231,043人と、前年より3千人近く増えています。年齢別にみても、それぞれ増加しており、特に0～14歳人口の増加率が高くなっています。
- 人口の増加に応じ、障がい者数（手帳所持者数等）も全体で見ると年々増加しています。特に、精神障がい者（手帳交付数及び自立支援医療費申請件数）の増加がめだちます。知的障がい者（手帳所持者数）も2015年と比較すると9.8%の増加となっています。



※住民基本台帳（外国人を含む）、各年度4月1日現在

■人口および障がい者数の推移

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	伸び率
人口	218,091	221,311	223,412	225,717	228,070	231,043	5.9%
身体障がい者(手帳所持者)	5,313	5,340	5,349	5,288	5,216	5,231	-1.5%
知的障がい者(手帳所持者)	764	795	817	818	813	839	9.8%
精神障がい者(手帳所持者)	1,152	1,256	1,318	1,417	1,522	1,658	43.9%
自立支援医療費(精神通院)申請件数	2,498	2,601	2,678	2,673	2,888		15.6%
難病等医療費助成申請件数	2,041	1,896	1,843	1,855	1,912		-6.3%

※人口は住民基本台帳、障がい者（手帳所持者）数は各年4月1日現在。

※伸び率は手帳所持者が5年間、医療費申請件数が4年間。

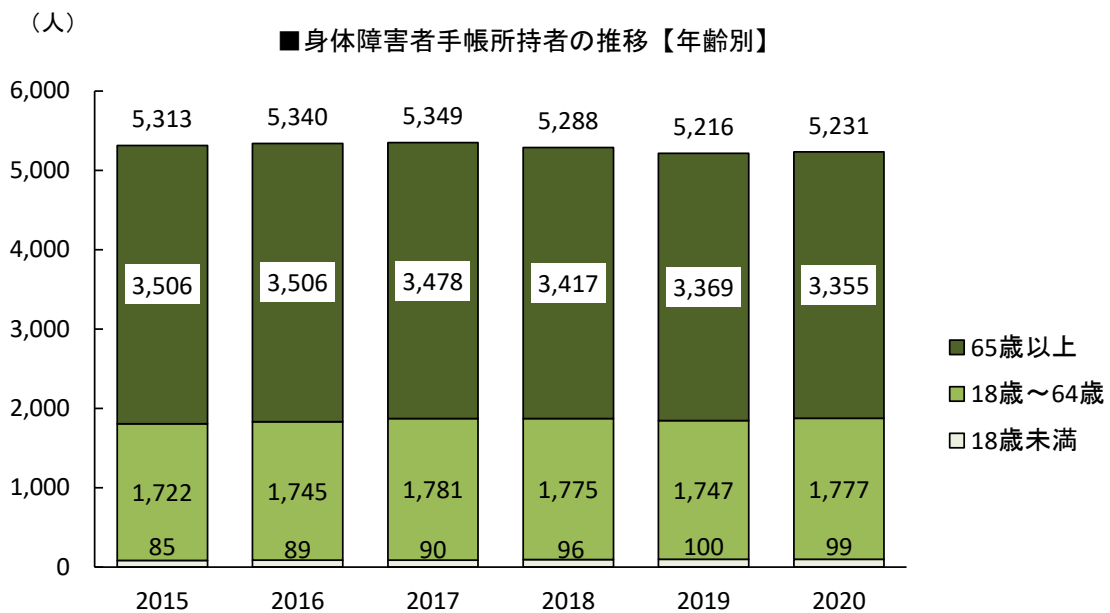
(2) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数

- 身体障害者手帳所持者数を障がい種別に見ると、2020年4月1日現在、肢体不自由2,444人（46.7%）、内部障がい2,000人（38.2%）、言語・聴覚障がい469人（9.0%）、視覚障がい318人（6.1%）となっています。2015年からの推移を見ると、全体としては微減傾向にありますが、言語・聴覚障がい、内部障がいは、若干増加傾向にあります。
- 年齢別に見ると、2020年4月1日現在、65歳以上が最も多く3,355人（64.1%）、次いで18歳～64歳が1,777人（34.0%）、18歳未満が99人（1.9%）となっています。2015年からの推移を見ると、65歳以上はやや低下傾向にあり、若年層、特に18歳未満は増加傾向にあります。



※各年度4月1日現在



※各年度4月1日現在

- また、身体障害者手帳所持者数の等級別分布をみると、2020年4月1日現在、最も多いのが1級1,461人(27.9%)、次いで4級1,255人(24.0%)、3級1,017人(19.4%)、2級899人(17.2%)となっています。5～7級は599人(11.5%)となっています。各等級で65歳以上が最も多くなっています。

■身体障害者手帳所持者の等級別・年齢別分布状況

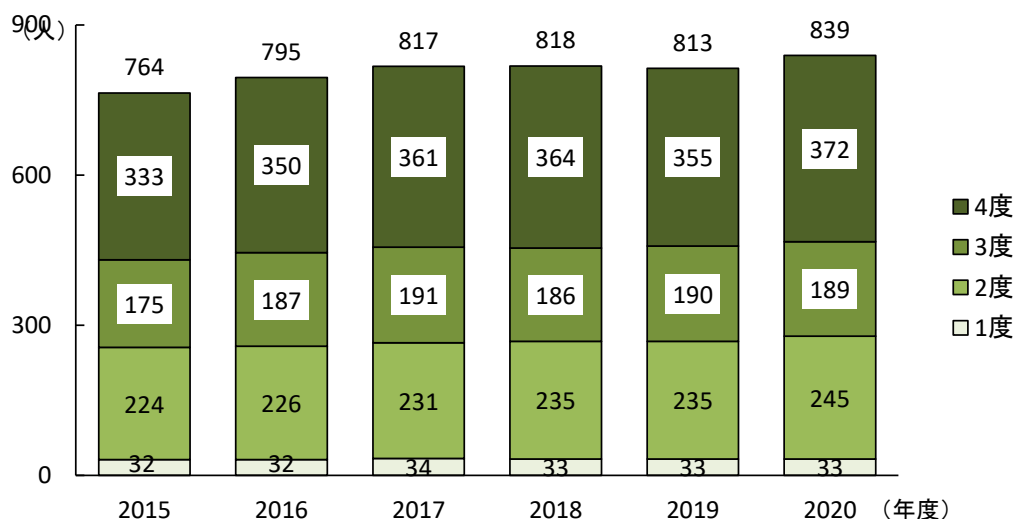
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	年齢別比率
6歳未満	15	7	2	3	0	2	0	29	0.6%
6歳～17歳	29	9	20	5	3	4	0	70	1.3%
18歳～39歳	85	96	101	88	16	25	2	413	7.9%
40歳～64歳	381	314	261	249	85	62	12	1,364	26.1%
65歳以上	951	473	633	910	191	171	26	3,355	64.1%
計	1,461	899	1,017	1,255	295	264	40	5,231	100.0%
等級別比率	27.9%	17.2%	19.4%	24.0%	5.6%	5.0%	0.8%	100.0%	

※2020年4月1日現在

② 愛の手帳所持者数

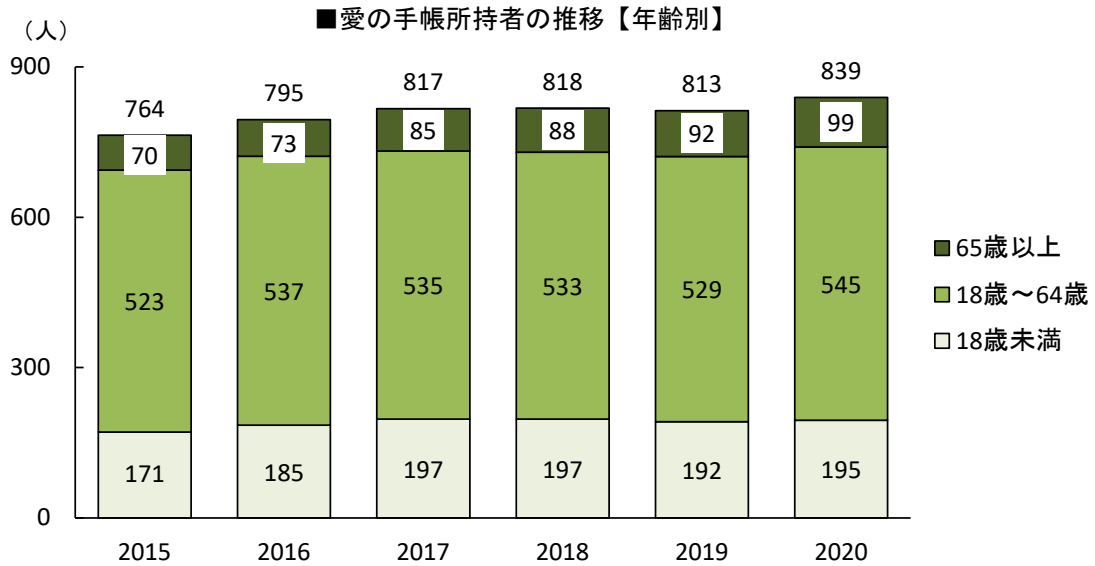
- 愛の手帳所持者数を度数別にみると、2020年4月1日現在、最も多いのが4度372人(44.3%)、次いで2度245人(29.2%)、3度189人(22.5%)、1度33人(3.9%)となっています。2015年からの推移をみると、2～4度で増加がみられ、特に4度は2015年と比較して39人(11.7%)増加しています。

■愛の手帳所持者の推移【度数別】



※各年度4月1日現在

●年齢別分布をみると、2020年4月1日現在、18歳～64歳が545人（65.0%）と全体の約3分の2を占めており、次いで18歳未満が195人（23.2%）となっています。65歳以上は99人（11.8%）と少数ながら、比率が高まってきています。



※各年度4月1日現在

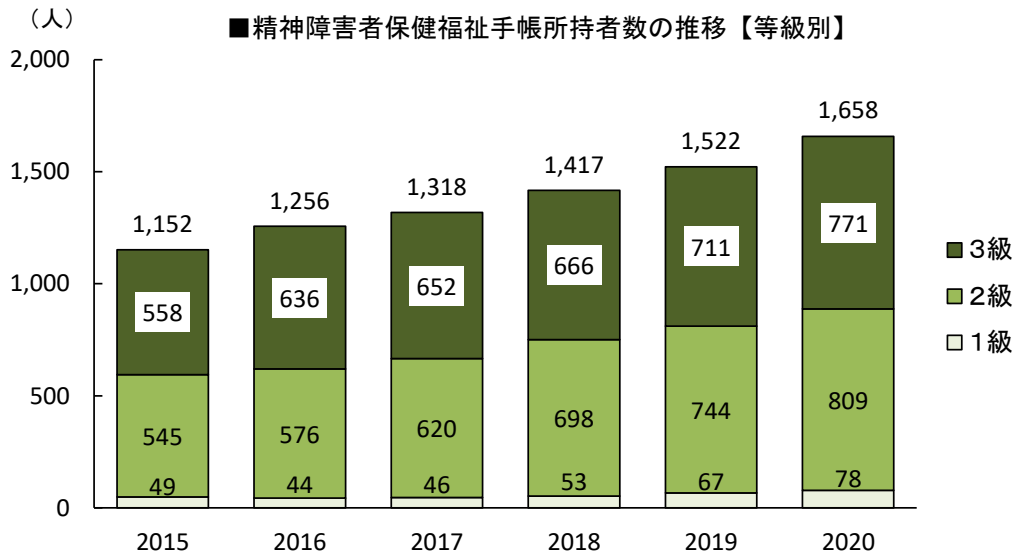
■愛の手帳所持者の度数別年齢別分布状況

	(人)					年齢別比率
	1度	2度	3度	4度	合計	
6歳未満	1	6	7	10	24	2.9%
6歳～17歳	7	51	43	70	171	20.4%
18歳～39歳	9	84	57	134	284	33.8%
40歳～64歳	10	86	51	114	261	31.1%
65歳以上	6	18	31	44	99	11.8%
計	33	245	189	372	839	100.0%
程度別比率	3.9%	29.2%	22.5%	44.3%	100.0%	

※2020年4月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、2020年4月1日現在、1,658人と、2015年の1,152人から4割以上の伸びとなっています。
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者件数を等級別にみると、2020年4月1日現在、最も多いのが2級809人(48.8%)、次いで3級771人(46.5%)、1級は78人(4.7%)となっています。年齢別にみると、40歳～64歳が1,007人(60.7%)と最も多く、次いで18歳～39歳が445人(26.8%)となっています。



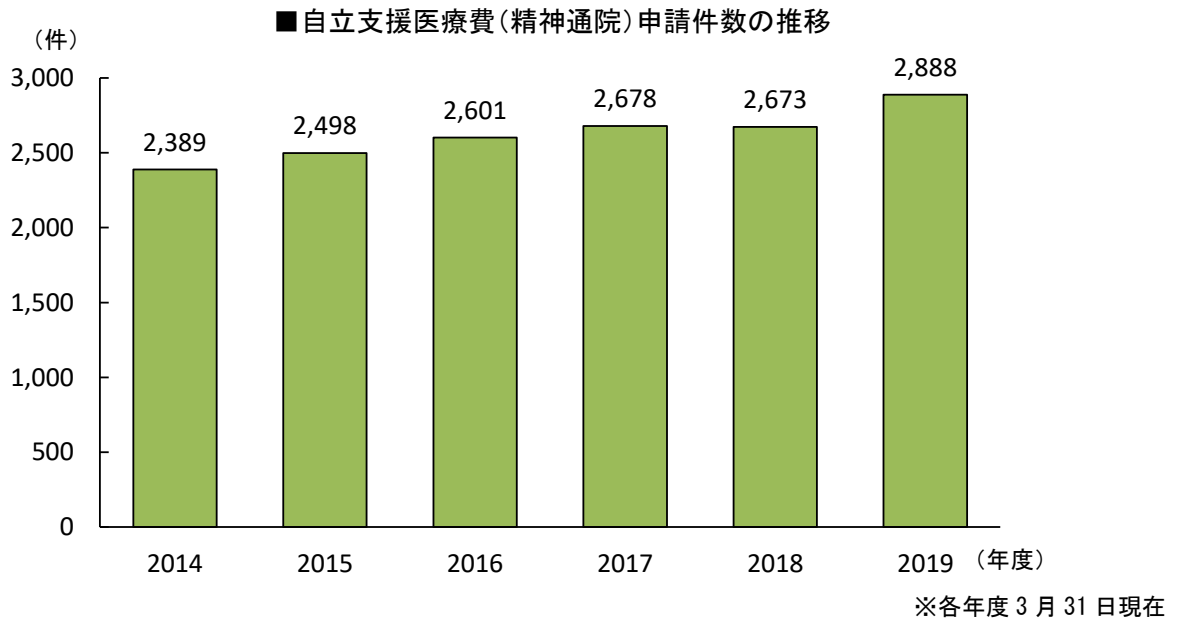
※各年度4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別年齢別分布状況

	(人)			合計	年齢別比率
	1級	2級	3級		
6歳未満	2	1	0	3	0.2%
6歳～17歳	1	7	13	21	1.3%
18歳～39歳	7	182	256	445	26.8%
40歳～64歳	33	511	463	1,007	60.7%
65歳以上	35	108	39	189	11.4%
合計	78	809	771	1,658	100.0%
等級別比率	4.7%	48.8%	46.5%	100.0%	

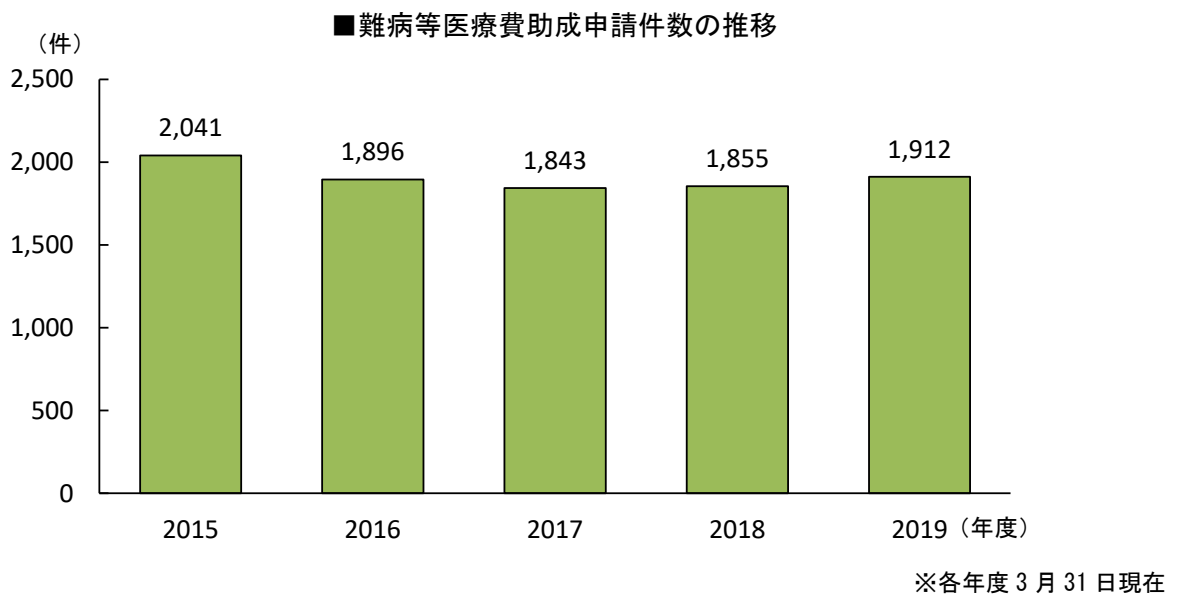
※2020年4月1日現在

- 自立支援医療費（精神通院）申請件数も年々増加し、2019年度は2,888件と、2014年度と比べて500件近く増えています。



④ 難病等医療費助成申請件数の推移

- 難病等医療費助成申請件数は、2015年度から2017年度にかけて次第に減少しましたが、以降上昇に転じ、2019年度は1,912件でした。



2 実態調査の結果

(1) 実施概要

① 障がい者（児）アンケート調査

目的	障がい者（児）の日ごろの生活の状況や意見等を把握し、計画策定や施策検討のための基礎資料とすることを目的に実施しました。	
区分	障がい者調査	障がい児調査
対象	1,350人（区内在住の18～64歳の障害者手帳所持者及び難病等医療費助成受給者から無作為抽出）	250人（区内在住の0～18歳未満の児童福祉法によるサービス利用者及び障害者手帳及び難病等医療費助成受給者から無作為抽出）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ご本人について 住まいと暮らしについて 就労・余暇活動について 相談について 権利擁護について 防災について 渋谷区で自分らしく生きるために 	<ul style="list-style-type: none"> ご本人について 住まいと暮らしについて 療育や教育について 相談について 防災について 未来の生活に向けて
実施期間	2019年12月9日～12月27日	
方法	郵送による配布・回収（封入・封緘作業は就労継続支援事業所に委託）	
有効回収数 （有効回収率）	558票（41.3%）	145票（58.0%）

② 事業所従業者アンケート調査

目的	区内事業所における従業者の就労状況や障がい福祉に対する意見等を把握し、計画策定や施策検討のための基礎資料とすることを目的に実施しました。	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 回答者について 現在の勤務条件等 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事内容 利用者及び利用者の家族への支援
対象	区内で障害福祉サービス等を提供する101事業所の全従業者	
実施期間	2019年12月9日～12月27日	
方法	対象事業所にアンケート依頼状を郵送の上、インターネットによる回答	
有効回収数	130人	

③ 意見交換会

目的	アンケートだけでは把握できない具体的な課題を把握し、計画策定や施策検討のための基礎資料とすることを目的に実施しました。
対象	区内在住・在勤・在学の障がい者（児）やその家族、支援者、関心のある人
内容	形式：小グループに分かれて意見を出し合うワークショップ形式 テーマ：暮らしの課題や困りごとについて
開催日時と場所	第1回：2020年1月15日（水）17：30～19：30 渋谷区役所 14階 大集会室 第2回：2020年1月22日（水）10：00～12：00 総合ケアコミュニティ・せせらぎ 大会議室 第3回：2020年1月31日（金）14：00～16：00 地域交流センター恵比寿 コミュニティホール
参加状況	3回で延べ84人（一般参加者のみ）

(2) 調査結果の整理

①障がい者（児）アンケートの結果

<障がいや疾病等について>

～障がいの多様化がみられます。難病患者や、医療処置や医療的ケアが必要な人もみられます～

- 18歳未満では、約半数が障がい者手帳を「持っていない」と答えています。主な障がいは、「発達障がい」と「知的障がい」が多く、次いで「音声・言語・そしゃく機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの順であげられ、複数の項目をあげる方も少なくありません。
- 18～64歳では、4割強が「身体障害者手帳」、3割弱が「精神障害者保健福祉手帳」、約2割が「愛の手帳」を所持しており、「持っていない」と答えた方は約1割です。主な障がいは、「精神障がい」「肢体不自由」「知的障がい」「難病（特定疾病）」「内部障がい」「発達障がい」の順で多くあげられ、複数の項目をあげる方も少なくありません。
- 障がい者調査（18～64歳対象）の回答者は、50～64歳が4割以上で、年齢が高いほど割合が高くなっています。
- 人工透析、経管栄養、吸入・吸引など、何らかの医療処置や医療的ケアを受けている人や子どももみられます。

【意見交換会より】～障がい等への幅広い対応を～

- 制度の狭間にいる人も多い。制度外の支援も必要。
- 制度にあてはめることになると、制度が邪魔になることもある。
- 本人・家族の高齢化、8050（高齢者と障がいのある人が支えあう）問題もある。

<相談や情報収集について>

～相談や手続きのしやすさとともに、頼りになる相談先の確保が求められています～

- 18歳未満、18～64歳ともに、本人の状況（成長や発達、健康や障がい）のこと、人生設計のこと、家計のことが、悩みや不安の上位となっています。18歳未満では、家族（保護者）の悩みとして、「頼りになる相談先の確保」が1位にあげられました。
- 困りごとの主な相談先は、18歳未満、18～64歳ともに、家族・親族に次いで、医療機関、友人、通い先の方が上位にあげられています。福祉に関する情報の主な入手先は、「インターネット検索」が1位となっています。
- 相談先について困っていることとしては、「どこに問い合わせたらいいかわからない」「必要な情報を選ぶのが困難」のほか、「渋谷区に頼れる相談先がない」「頼れる人材が限られている」「窓口の対応が人によって違う」などもあげられています。
- 相談しやすくするために必要なこととしては、「各種相談や手続きが1か所ですむ総合相談窓口」「相談内容に応じた、的確でわかりやすい情報提供」「どこでどんな相談ができるかわかりやすくする」が上位あげられています。

【意見交換会より】～身近で親身な相談対応を～

- 相談したいのは「優しい人」「遊びや何気ない立ち話の中からの相談」「近いところ」
- ピアサポートが大事／先輩保護者の力を活かすピアサポートを。
- トラブルの時に対応した相談先（法律的、専門的、心情的）
- （利用者以外の方から）どうやって通所・就労したらいいか事業所に問い合わせがある。
- 事業所のリストがあっても、何をしている事業所かわからない。

<療育や教育について> 【18歳未満】

～本人に合う療育や教育、友だちとすごしたり、文化・スポーツなど多様な活動の機会が求められています～

- 日中のすごし方（場所）は、「学校・幼稚園・保育園」に「障害児通所支援施設」、「習い事」などを組み合わせる場合が多くなっています。
- 就学前の子どもの療育・保育で困っていることとしては、「療育や訓練を行う施設が少ない」「通園・通所の送り迎えが大変」に次いで、「療育・保育に関する情報が少ない」「本人にあう通い先がわからない」などがあげられています。
- 学齢期の子どもの教育で困っていることとしては、「進路の選択」「本人にあう学校の選択肢が少ない」のほか、「学習支援の体制が不十分」「医療・福祉・教育の連携がよくない」「学校や教育に関する情報が少ない」「学校（教職員）の理解が不十分」など様々なことがあげられています。
- 放課後や休日のすごし方では、「一緒に遊ぶ子どもがいない」「本人の見守りが大変」「施設や活動場所への送り迎えが大変」などの困りごとがあげられています。
- 子どもたちが区内で主に行っているのは、「通学・通園・通所」「買い物・街歩き」などで、「文化芸術・スポーツ活動・習い事」「友だちとの遊び」等をもっとしたい・させたいと希望しています。

【意見交換会より】～切れ目のない対応、教育と福祉・地域の連携、子育て支援を～

- 保育園・幼稚園はインクルーシブに対応してくれるが、学校ではまだ対応しきれていない。
- 放課後等デイサービスが少ない／時間が短い／送迎時間と勤務時間が合わない。
- 共働き家庭やシングル家庭の子育てが大変／乳幼児の子育てもあり大変。
- 保護者が孤立しないよう、地域と家族をつなげること。
- 医療的ケアが必要な子どもが通える施設が少ない。
- 就学後の療育機能を放課後等デイサービスにも望みたい。
- 学校から地域への引継ぎが円滑でない。
- 卒業後すぐに就職や通所を開始するのは不安。実習など段階を踏めるとよい。

<就労について> 【18～64歳】

～約6割が就労中、今後の就労継続・開始希望者は6割以上で、自分に合う仕事、職場の理解を求めています～

- 日中のすごし方（場所）は、約34%が「企業や官公庁で働いている」、約7%が「自営業や家事手伝いをしている」、約20%が就労支援事業所やその他の通所施設をあげています。
- 18～64歳の方の約6割が収入を伴う仕事をしています。その所属先は、「一般企業」と「官公庁・団体」が6割以上（うち5割以上が一般雇用枠）、「福祉作業所」が約2割（うち約8割が就労継続支援B型）、「自営業・在宅就労」が約1割となっています。
- 仕事をする上で困っていることとしては、「収入が少ない」「体調のコントロールが難しい」に次いで、「職場の人間関係」「職場内で相談しづらい」「障がいに対する職場の理解不足」などがあげられています。

- 全ての方に今後の就労意向をたずねたところ、6割以上が就労の継続・開始を希望しています。仕事や職場選びで重視することとしては、約3分の2が「仕事の内容と自分の適性」をあげ、これに「自宅等からの近さ・通いやすさ」「職場の人の理解」などが続いています。

【意見交換会より】～その人に合った働き方が広がるとよい～

- 作業所の工賃を増やしてほしい（複数）
- 利用者の高齢化（複数）／通所先での年齢差が拡大（プログラム等に苦慮）
- 生活介護と就労支援の機能を合わせた場があるとよい。
- 複数の就労支援事業所に通えるとよい。
- 職種が少ない／その人に合った働き方ができるとよい（超短時間雇用等）
- 店長が障がいのある人の気持ちがわかる。チームが大事。企業でもやれることはたくさんある。

<住まいと暮らし方について>

～18～64歳の4人に1人がひとり暮らしをしています～

- 18～64歳の方の住まいは、持ち家約6割、賃貸約3割半で、世帯構成は親との同居が多く、ひとり暮らし及び配偶者と同居の方が約2割半ずつみられます。
- 日常生活の手助けの体制については、18歳未満では9割以上が「母親」をあげ、18～64歳では、約半数が「同居の家族」をあげ、次いで「施設や事業所の職員」「ヘルパーやガイドヘルパー」などがあげられています。「特に支援の必要はない」も3割近くみられるほか「支援が必要だが、いつも頼める人がいない」との回答も少なからずみられます。

<福祉サービス等の利用について>

～移動や行動の支援、子どもは居場所、成人は暮らしの場の確保を求めています～

- 18歳未満では、「児童発達支援」「障害児相談支援」「放課後等デイサービス」の順で利用率が高く、今後利用を考えたいサービスは「放課後等デイサービス」「同行援護・行動援護・移動支援」「ショートステイ」の順で率が高くなっています。
- 18～64歳では、「計画相談支援」「就労継続支援A・B型」「同行援護・行動援護・移動支援」の順で利用率が高く、利用の希望は「同行援護・行動援護・移動支援」「共同生活援助・施設入所支援」「補装具・住宅改修・日常生活用具給付等」の順で率が高くなっています。
- サービス支援事業所を選ぶ際に重視することは、「障がいの理解と的確な対応」を過半数があげ、続いて「自宅等からの近さ・通いやすさ」「スタッフや利用者の雰囲気」「ケアの手厚さやきめ細かさ」「利用日時の幅や柔軟性」など、様々な希望があげられています。

【意見交換会より】～利用しやすいサービス、暮らしやすい環境づくりを～

- 生活介護の終了時間が早く、仕事をしていると迎えの時間に間に合わない。
- 移動支援を使いたい調整が煩雑／緊急時に移動支援を使えない。
- 緊急一時保護が使いにくい／スタッフが集まらず稼働率が低い。
- 家賃が高く、住み慣れた区内に住めない（複数）／アパート探しが不安
- 重度の人が安心して住めるグループホームがあるとよい。
- グループホームの人手不足。見守り、人間関係、金銭管理、食事まで一人での支援はきつい。
- 訪問看護・ホームヘルプが毎日入るわけではない。土日は作業所も休みで、家で一人になる。

<地域共生社会について>

～区内で、もっと文化・スポーツ活動や友だちと交流することが求められています。外出しやすい街の環境づくり、自分らしく生きることを支える制度の周知は、まだ不十分です。～

- 家の外及び区内での活動としては、18歳未満、18～64歳ともに、「買い物・外食」「散歩」がメインで、「文化・スポーツ活動」「友だちとすごす・友だちとの遊び」をもっとしたい・させたいと望んでいます。
- 18～64歳の方に、区内で外出する際困っていることをたずねたところ、「自転車や歩行者との接触に危険を感じる」「疲れた時にやすめる場所が少ない」をそれぞれ3割以上があげ、次いで「道路や駅・建物の通行が不便」「バスや電車が利用しにくい」などがあげられました。
- 「障害者差別解消法」施行後、配慮が進んできたと感じられるものをたずねたところ、18歳未満の約5割、18～64歳の4割弱が「特にない」と答えています。官公庁、交通機関、教育現場、福祉サービスなどで配慮が進んだとの認識も伺えます。職場や地域社会、お店などの民間機関での進展については実感が薄い状況にあります。
- 18～64歳の方に、判断能力が十分でない方の権利を守る「成年後見制度」についての認知状況をたずねたところ、「知っている（よく知っている、少し知っている）」は4割強で、「聞いたことはある」3割、「まったく知らない」2割強と、過半数がよく知らないと答えています。

【意見交換会より】～地域の中で当たり前と一緒にいられるように～

- 目に見えない障がい（内部、こころ等）の理解に向けた雰囲気づくりを。
- ヘルプマークを知らない人も多い。
- 手話の必要性がなかなか社会に伝わらない。
- 支援者とだけでなく、住民とも地域の中で当たり前と一緒にいられるように。
- 本人を軸にコミュニティを形成できれば理想だが地域との関わりが少ない。特にマンションは。
- 本人・家族の閉鎖性もある。いったん親しくなると（地域の人も）協力的。
- 作業所と地域、障がい者個人と地域をつなぐ／事業所側の地域貢献、地域への周知も。

<災害対策について>

～避難行動への不安がある一方、防災訓練や近隣への支援依頼等の準備はあまり進んでいません～

- 災害への備えでは、「飲み物や食べ物の備蓄」など必要な物の用意が中心で、防災訓練や近隣への支援依頼といった準備はあまり進んでいません。
- 災害時の不安としては、避難行動や避難所及び被災後の生活に関することが多く、一般の避難所利用への気兼ねや不安、家族の対応力、薬や医療体制の確保など、多くの記述がありました。
- 災害時に頼りにしている情報入手手段をたずねたところ、「テレビ」と「スマートフォン」が上位にあげられました。18歳未満の保護者では、「スマートフォン」「インターネット・SNS」など、特にICT活用が進んでいます。区のFMラジオや防災アプリも頼りにしています。今後の期待としては、「区の防災無線を聴こえやすく」「区全体ではなく地域ごとの情報を」「個別訪問等で伝えて」などの記述が多く、きめ細かな情報提供が求められています。

【意見交換会より】～災害に備えるには～

- インターネットを使えない人は、災害情報等も入りにくい。情報弱者へのフォローを。
- 災害時要支援者名簿はどう活用されているのか／子どものためのサポートも必要。
- 地元の小学校での避難訓練では、福祉事業所のための場所を用意してくれている。

＜将来の暮らし方＞

～渋谷区で自分らしく生きていくため、多様な職場づくり、切れ目のない支援、福祉・医療の充実等が進むことが求められています～

- 18歳未満、18～64歳ともに、7割以上が、今後も区内に住み続けることを希望しています。
- 18歳未満では、子どもには将来「生活も仕事もできるだけ自立してほしい」と希望する保護者が約7割半に上っています。18～64歳は、将来も渋谷区に住むとしたらどのように暮らしたいかについて、約半数が「家族と一緒に生活したい」、約2割が「ひとり暮らしをしたい」、約1割が、グループホームなどでの共同生活や友人との生活を望んでいると答えています。
- 渋谷区で障がいのある人が自分らしく生きていくために必要と思う施策をたずねたところ、18歳未満では、「多様な職場づくり」「切れ目のない支援の実現」「通所施設の充実」「福祉サービスや支援活動を支える人材の育成・確保」「差別をなくす取組の推進」、18～64歳では、「多様な職場づくり」「保健医療の充実」「多様な住まいづくり」などが多くあげられました。

【意見交換会より】～渋谷区で暮らし続けるために～

- 高齢者と障がいのある人が一緒に暮らせる大きな住宅があるとよい（相互支援、誰でもハウス）
- 色々なサービスのスペシャリストをつなぎ、トータル支援・トータルコーディネートを。
- 渋谷からインクルーシブ、ダイバーシティ、補い合える社会へ。

②事業所従事者アンケートの結果

＜回答者のプロフィール＞

～区内の障害福祉サービス事業所経由で、従事者の方々にインターネット調査へのご協力をお願いしました～

- 回答いただいた方は、就労支援、放課後等デイサービスをはじめ、通所系サービス事業所で従事する方が多く、計画相談、移動支援、訪問系事業所がこれに次いでいます。
- 性別は、女性が約3分の2、年齢は、30～40代が6割近くを占め、20代から70代まで幅広く分布しています。
- 区外からの通勤者が多く、通勤時間1時間以上の方が約3割みられます（40～50歳代男性に多い）。60歳代女性の多くが、区内の職場に近い場所に居住しています。
- 雇用形態は、約4分の3が正規職です。職層は、過半数が一般職員、約2割が管理職・経営職、1割半が現場責任者です。
- 障がい者福祉に関係する資格は、6割超が取得しており、社会福祉士、精神保健福祉士、サービス管理・相談支援専門員の順で多くなっています。

＜働く上での意識＞

～9割近くが仕事へのやりがいを感じていますが、職場への定着は流動的です～

- 職場は、事業内容、事業所の雰囲気や人、勤務条件や通勤しやすさなどで選んでいます。
- 現在の仕事への自らの適性は、約7割が「ある」、仕事内容へのやりがいは、9割近くが「ある」と答えています。
- 現職種での通算勤続年数は、10年以上の方が半数以上ですが、現在の事業所での勤続年数は、2年未満が3割半と、在籍期間が短い方が多くなっています。
- 現在の仕事を続けるにあたっての不安要素としては、過半数が「賃金」をあげています。

- 現在の事業所への勤務を「働ける限り続けたい」方と、転職・離職を考えている方が概ね半数ずつとなっています。区内在住者は、約7割が「働ける限り続けたい」と答えています。

＜働き続けるために・区内で望ましいサービス運営のために＞

～働きやすくなるよう「賃金」等の待遇改善と「人員体制の整備・増員」が強く求められています。働く人同士の相談、事業所の垣根を超えた連携が必要との見解もみられます～

- より働きやすい環境になるためには、まず「賃金」、次いで「人員体制の整備・増員」「休暇の取りやすい環境の整備」「勤務時間・勤務体系の多様化」など、待遇面の向上が必要と考えられています。
- 人材の確保・定着等について記述していただいたところ、「待遇の改善」に関する記述が最も多く、「福祉職の魅力発信を」「働く上での相談対応や人のつながりを大事に」といった意見・提案もありました。福祉人材の育成やキャリア形成を重視しながら、「人手不足で人材育成のゆとりがない」といった状況も複数があげられています。
- 区内での望ましいサービス運営や人材確保に向けては、組織運営力の強化、事業所の垣根を超えた連携が必要といった意見もみられます。

【意見交換会より】～働きやすい、働きたくなる福祉職へ～

- マンパワー不足でコーディネートが大変。プランに合わせた支援が組めない。
- 勉強する時間がない。お金がかかる。スキルアップをバックアップしてほしい。
- 収入アップができればモチベーションアップにつながる。
- 福祉職は自分の成長にもつながることをPRしたい。
- 福祉人材向け住宅保障を（複数：家賃補助、福祉人材住宅等）。
- 子育てしながら短時間働ける仕組みがあれば、働ける人が増えるかも。
- 若手職員が悩みを共有できるようにしたい／若手の職員のネットワークづくりを。
- 渋谷区独自の福祉人材の育成プログラムを／渋谷区全体で支援者を育てる。
- 事業所の安定運営も必要。法人づくり（事業所育て）で土日対応、多様なサービスを。

3 前計画の実施状況

(1) 事業の実施状況（基本目標に沿った整理）

基本目標1 自己決定を支える相談体制をつくります

～基幹相談支援センターの開設により区全体の相談支援機能の強化が進んでいます。
また、相談支援体制の充実により相談支援件数が大きく増えてきています。～

1-1 相談する

(1) 基幹相談支援センターを設置・運営します。

- 2019年1月、区役所新庁舎5階に渋谷区障がい者基幹相談支援センター（渋谷区社会福祉協議会に委託）を開設しました。これにより、困難ケースの対応、障がい者虐待防止に関する取組、相談支援事業所の連携体制の強化、相談支援専門員等の研修実施など、区全体の相談支援機能の強化が進んでいます。

(2) 相談支援体制を充実させます。

- 計画相談、障害児相談支援は、支援ニーズの増加に対応して相談支援体制を拡充し、計画相談支援の月平均利用者数は、2017年度104人、2019年度181人、障害児相談支援も、2017年度53人、2019年度69人と、増加してきています。
- 一般的な相談支援については、区の窓口や委託相談支援事業所で継続に行っているほか、はつらつセンターケアステーション本町1階に渋谷区手をつなぐ親の会による身近な相談や情報発信の場を整備するなど、身近な地域における相談支援体制の拡充を進めています。
- 渋谷区自立支援協議会の相談支援部会では、相談支援の課題把握・検討を継続し、区内の相談支援体制の充実を進めています。

基本目標2 ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します

～代々木の杜ピア・キッズの機能の強化、保育所や学校等における療育・教育支援体制の強化、「渋谷区子育てネウボラ」をはじめとする切れ目のない支援への取組が進みました。また、移動支援や一時預かり、保護者間のつながり強化など、子育て支援の拡充も進みました～

2-1 育ち・学び

(1) 障がいへの早期対応を進め、心身の発達・成長に寄り添います。

- 2019年5月に、「渋谷区子育てネウボラ」を開設し、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援体制を整備しました。
- 一人ひとりの発達・成長に寄り添った支援については、小学校入学にあたって、保護者と就学前機関（幼稚園、保育園、療育機関等）がともに「就学支援シート」を保護者の希望に応じて作成するなど、切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 医療的ケア児、難聴児への対応も整備が進んできています。2020年度には、医療的ケア児支援協議会を設置しました。
- 渋谷区自立支援協議会に新たに発足した子ども部会では、子ども・子育ての応援、切れ目のない支援の視点から、「切れ目」の検証、障がい児支援事業所や保護者へのアンケートの実施など積極的な活動に取り組んでいます。

(2) 療育や保育の内容を充実させます。

- 児童発達支援（就学前児の療育）の実利用者数は、代々木の杜ピア・キッズの利用者増などにより、2017年度169人、2019年度199人と増加しています。
- 代々木の杜ピア・キッズにて、2018年4月に障害児相談支援事業を開始、2020年6月に保育所等訪問支援事業を開始するなど、多機能型事業所として支援体制の強化を進めています。
- 医療的ケアが必要等、集団保育が著しく困難な児童に対し居宅訪問型保育を行っています。また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児等の長時間保育が可能となるよう障害児保育園との連携を行っています。

(3) 一人ひとりの子どもにあったきめ細やかな教育を実施します。

- 区立小学校への特別支援教室・特別支援学級の新規開設、巡回指導体制の拡充、難聴通級指導学級の再開、医療的ケア児対応看護師の派遣開始、介助員・学習支援員の拡充など、最近3年間で、特別支援教育及び学校生活の支援体制の充実を大きく進めました。
- 代々木の杜ピア・キッズの放課後等デイサービスでグループ指導を中心とするプログラムを開始するなど、集団活動への適応や保護者同士のつながりの強化に取り組んでいます。

(4) 保護者の負担を軽減するサービスを充実させます。

- 移動支援（区事業）について、最近3年間で、利用の対象に特別支援学校高等部在学学生、特別支援学級在学児童を加え、また、自宅と送迎バス停留所間の支援を追加するなど、保護者の就業との両立等の支援として、通学支援を充実してきました。
- はあとぴあ原宿（区立）での日中一時支援事業における定員拡充とともに、重症心身障がい児（者）の在宅レスパイト事業における利用回数の拡充や人工呼吸器・胃ろう等を装着している障がい児（者）への対象拡大など、預かりサービスの拡充も行いました。

2-2 社会参加

～就労支援については、区役所における多様な雇用機会の確保、「シブヤフォント」による工賃向上などに積極的に取り組んでいます。一方で、福祉的就労、地域活動支援センター利用者の高齢化といった課題への対応が必要となってきています。～

(1) 通所施設・サービスの機能を充実していきます。

- 障害福祉サービスにおける通所支援の実利用者数をみると、生活介護・療養介護は2017年度213人、2019年度216人と微増、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、2017年度の9人から、2019年度は22人に増えました。区内にはこれまで、重症心身障がい児（者）、医療的ケア児対象の通所施設はありませんでしたが、区立施設の活用によりその確保を計画しています。
- 地域活動支援センターは、3か所（さわやか一む、ふれあい、のぞみ作業所）のうち1か所（のぞみ作業所）が2019年10月から就労継続支援B型に移行しました。登録者数は、最近3年間は横ばいで推移し、2019年度は204人となっています（のぞみ作業所除く）。

(2) 福祉的就労の機会を確保し、仕事を広げていきます。

- 就労支援については、就労継続支援（A・B型）は、2017年度の302人から、2019年度は321人、就労移行支援は、2017年度39人、2019年度54人、就労定着支援は、事業を開始した2018年年度は7人、2019年度は16人と、いずれも利用者が増加してきています。これらの動向には、民間の就労支援事業所の参入等により、一般就労に向けた支援が大きく進んだことが反映されているといえます。
- 障害者就労支援センター「ハートバレーしびや」において、区内就労移行支援事業所情報交換会、在職者向けのパソコン教室、知的障がいのある登録者を対象とする生活講座を開催するなど、一般就労に向けた支援を進めました。
- 渋谷区自立支援協議会の就労支援部会では、利用者のライフステージに応じた切れ目のない支援を推進するため、高齢分野・児童分野との連携を進めています。

(3) 一般企業等による雇用や働きやすい環境づくりを促進します。

- 区は、渋谷区自立支援協議会就労支援部会と連携して、一般就労に向けた支援として、区役所内での実習に取り組んできました。2018年度には臨時職員（2人）の雇用を開始、2019年度には臨時職員採用で上半期6人、下半期5人（延べ11人）を雇用し、区での雇用終了後、2人が一般就労、1人が超短時間雇用へ移行しました。2020年度には、雇用形態を会計年度任用職員（プレワーカー）に変更し、7人（事業開始より延べ18人）を雇用しています。
- 2018年度には、超短時間雇用を試行、2019年度にはコーディネーターを配置して職場開拓や就労希望者と仕事のマッチング、採用後の定着支援の実施を開始しました。

(4) 移動や行動の支援を充実させます。

- 移動支援は、障がいのある人の社会参加促進に重要なサービスであり、区では、先に開始していた「通学支援」に加えて、2019年度には自宅と就労継続支援B型事業所の往復を対象とする「通所支援」を開始、2020年度には利用対象（特別支援学級在学中の児童・グループホーム入居者）、送迎範囲（短期入所施設及び緊急一時保護施設）を拡充しました。移動支援事業の実利用者数は、2017年度126人、2019年度143人と、対象者の拡大に伴って増加してきています。区ではさらなる支援の拡充に向け、事業者の交流会や従業員の養成研修を充実させてきています。
- 同行援護・行動援護の実利用者数は、2017年度42人、2019年度29人と減少傾向にあります。

2-3 地域で暮らす

～住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、暮らしの場の確保、福祉サービス等の充実を進めています。家族の高齢化や親なき後の生活設計が課題となる中で、権利擁護（成年後見制度利用等）の体制強化、地域で支えるしくみづくりの検討を進めています～

(1) 暮らしの場を確保していきます。

- 区内には、施設入所支援を行っている施設が2か所あります。施設入所支援の月平均実利用者数は、区外施設の利用者も含めて横ばいで推移しており、2019年度は134人となっています。グループホームは、区立施設を活用して確保を進め、月平均実利用者数は2017年度の107人から、2019年度は134人と増加しています。地域生活への移行を支援する自立生活援助は、2018年度にサービスを確保しましたが、利用はまだみられません。
- 一般住宅の確保や居住の継続支援については、自宅のバリアフリー化の支援とともに、障がい者向け区営住宅の確保、不動産取引業界と連携した賃貸契約の円滑化等に取り組んでいます。2019年3月に策定した「渋谷区空家等対策計画」において、空き家のグループホーム等への活用も目指すことを方向づけました。また、渋谷区住宅マスタープランの策定にあたり当事者、家族、支援者、相談支援事業所を対象にヒアリング等を実施し課題を把握しました。

(2) 日常生活を支えるサービスを提供します。

- 居宅介護・重度訪問介護の月平均実利用者数は、最近3年間は横ばいで推移しており、2019年度は計188人となっています。短期入所（福祉型・医療型）は、延べ利用日数でみると、2017年度151人日、2019年度162人日と、増加傾向にあります。
- 訪問入浴サービスは、延べ利用者数が、2017年度の373人から、2019年度は、552人と大きく増加してきています。日常生活用具給付事業については、必要に応じて利用できるよう、サービスの確保を継続しており、利用者数は概ね横ばいで推移しています。
- 区事業として実施しているミドルステイ、緊急一時保護、緊急介護人の派遣等のサービスも引き続き確保しています。

(3) 経済的支援の拡充を図ります。

- 2019年度に、心身障害者福祉手当の支給対象を精神障害者保健福祉手帳1級所持者に拡充するなど、経済的支援に努めています。

(4) 成年後見制度の活用を進めます。

- 区では社会福祉協議会に委託して渋谷区成年後見支援センターを運営し、本人の判断力を補い福祉サービス等を適切に利用できるよう図っています。障がいのある人の親なき後の権利擁護・生活設計が課題視される中では、基幹相談支援センターが、相談支援事業所を対象に成年後見制度をテーマとする研修を開催し、制度利用の実態把握等も行いました（2019年10月末現在、知的障がい・精神障がいのある人が利用する区内11か所の相談支援事業所の計画相談利用者のうち、制度利用中26件、早急な制度利用を検討中4件という状況が把握されました）。
- 区では、2020年度に「渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、渋谷区成年後見制度利用促進地域連携ネットワークにより、権利擁護と意思決定支援の体制を強化しています。

(5) 地域で暮らし続ける体制をつくります。

- 障がいの重度化・高齢化、親なき後を見据えた居住支援（地域生活支援拠点等の整備）について、区では、地域における複数の機関が連携して各機能を担う面的整備を行うこととし、2020年度に渋谷区自立支援協議会メンバーを中心とした地域生活支援ネットワーク検討のための会議を開催し、地域生活支援ネットワーク（地域生活支援拠点等の面的整備）」の構築に向けての検討に入りました。

2-4 保健医療

～障がいの早期発見・早期対応、医療的ケアや重症心身障がい児（者）支援、リハビリテーションの推進等に向けて、保健医療分野との連携、専門職の配置拡充等を進めています～

(1) 保健事業の実施・活用を進めます。

- 妊婦健診や乳幼児健診、学校健診、特定健診等を発育の遅れや障がい、疾病の早期発見・早期対応の機会とするとともに、障害福祉サービス事業所と連携して障害者健診の実施、障がいのある人の健康づくりや感染症予防等の支援に取り組んでいます。
- 健康相談については、訪問相談にも対応しています。

(2) 医療的な支援やリハビリテーションの体制を充実させます。

- 医療的ケア児への支援体制の強化、区立施設における重症心身障がい児者の通所受入などを機に、医療やリハビリテーション機能の拡充を進めています。はあとびあ原宿では、理学療法士による身体機能確認や生活動作へのアドバイスを開始しました。
- 2020年には新型コロナウイルスの脅威にさらされ、障がいのある人の生活や支援のあり方に大きな影響がありました。区内では、感染が発生した施設における検証調査のほか、渋谷区自立支援協議会及び子ども部会が事業者アンケート調査を実施し、利用者及び支援事業所における対応状況を把握しました。その結果、事業者・利用者がいずれも適切な行動や不安解消に資する情報や相談対応の重要性、検査や衛生用品の確保支援とともに、外出自粛に伴う通学・通所やサービス利用の中断による負荷の解消が大きな課題となることなどが把握されました。利用者支援における事業所間の連携、リモートシステムの導入など、新たなつながり方を開発する機会ともなりました。

2-5 集い・交流

～民間団体等と連携しながら、多様な参加・交流の機会づくりに取り組んでいます～

(1) 文化・スポーツ活動などの生涯学習を充実させます。

- 区では、日頃の文化・スポーツ活動、生涯学習活動について、施設のバリアフリー化や利用の優遇などにより参加促進に取り組むほか、知的障害者教室（GAYA、えびす青年教室）といった学習や仲間づくりの機会確保に取り組んでいます。
- また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、障がい者スポーツや文化活動の振興に積極的に取り組み、障がい者スポーツ体験教室・体験会の開催など、スポーツ・レクリエーション教室のプログラムの充実に努めています。

(2) 参加・交流のための「集いの場」をつくります。

- 区では、民間団体との共催による「超福祉展」の開催、障がいのある人のおしゃれをテーマとする「コオフク塾」の後援・事業費助成をはじめ、多様な集いの機会づくりに取り組んできました。
- 地域コミュニティ施設（景丘の家）のこども食堂事業（こどもテーブル）に障がい児通所施設の児童が参加するなど、地域における交流機会も広がってきています。

基本目標3 互いを理解し支え合う地域づくりを進めます

3-1 理解促進

～障がい理解の促進、合理的配慮の推進とともに、障がい者差別解消への体制強化に取り組んでいます～

(1) 障がい者差別解消のための体制を整備します。

- 区職員、渋谷区自立支援協議会委員・部会員を対象とした「障害者差別解消支援協議会設置に向けた説明会」、障がい者差別解消と理解促進に向けた区職員勉強会を開催するなど、差別解消に向けた体制強化に取り組んでいます。

(2) 障がいへの理解、こころのバリアフリーを促進します。

- 障害者週間における啓発イベント、区役所での作品展の開催、パラスポーツ体験会、区内大学と連携した「おもてなし講座」など、様々な機を捉えて理解促進に取り組んでいます。また、区内において非営利で理解促進・啓発活動を行う事業者に対し、事業費の助成を開始しました。
- 4月2日の世界自閉症啓発デーには、庁舎の一部を自閉症啓発運動のシンボルカラーである青色にデコレーションし、併せて関連イベントを実施することにより、広く自閉症や発達障がいに関する理解促進を図っています。

(3) 社会参加のための合理的配慮を推進します。

- 区役所での手話通訳者の設置、手話通訳者の養成講習会の拡充等に取り組んでいるほか、この3年間においては、「全国手話言語市区長会」への入会、区役所本庁舎内における読める点字「ブレイルノイエ」を使ったサインの採用、選挙公報点字版の導入など、合理的配慮への取組を推進しました。

3-2 災害対策

～水害や新型の感染症の発生を機に、非常時における行動や支援体制のあり方の検討が進みました～

(1) 災害への備えを進めます。

- 区では、危機管理対策部内に「災害時要援護者対策担当課長（現 災害時要配慮者対策担当課長）」を配置し、高齢者や障がいのある人の避難方法や避難所の検討を開始しました。2019年10月の台風19号による水害発生時には、避難所等12か所のうち3か所を福祉避難所として位置づけました。また、渋谷区障害者団体連合会及び区内相談支援事業所に対し事後のアンケートを実施し、風水害の際の課題等の把握を行いました。
- 地域における避難訓練・防災訓練では、障がいのある人や家族の参加がみられました。
- 区の独自事業として指定特定相談支援事業者に委託し、区内在住の障がい者（グループホーム、施設入所者を除く）が緊急時や災害時などの際、支援者が迅速かつ適切な支援を行えるよう、障がい特性や医療情報などをまとめた「障がい者サポートカード」の作成を開始しました。

3-3 バリアフリーなまちづくり

～まちづくりの一環としてのバリアフリー環境づくりに取り組んでいます～

(1) 街や建物のバリアフリー化を推進します。

- 渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、渋谷駅周辺地区の生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化に関する特定事業計画を策定・改訂し、渋谷区バリアフリー推進協議会や専門部会を継続的に開催しています。また、渋谷駅周辺の小規模店舗に対しバリアフリー化の伴う整備費の助成を実施し環境整備を推進しています。
- 「渋谷区トイレ環境整備基本方針」を策定し誰もが安心して快適に利用できるインクルーシブなトイレ環境を整備するための基本的な考え方を示しました。これに基づいた整備を公園や公共施設等で進めています。
- 福祉部と都市整備部の共催で障害者差別解消講演会を開催しました。
- 歩道環境の改善に向け大山街道整備事業による歩行空間拡張の社会実験等の実施、区立小中学校の洋式化トイレの整備、階段の手すりや点字ブロックの設置・補修等バリアフリー化する取組を行いました。また、安全で快適な歩行環境を確保するため、歩行の障害となる自転車や立て看板等について、歩行動線からの排除を継続して実施しています。

(2) こころのバリアフリーを推進します。【関連：3-1 理解促進（2）】

3-4 人材育成

～従業者アンケートを実施して人材の育成・確保に向けた課題を把握しました～

(1) 人材の育成・確保を進めます。

- 区内の福祉事業所の事業者、教育・保育・福祉を専攻する学生や教育者・研究者、行政が一堂に会し、日々の課題や活動、成果を発表することで互いに学び合い、交流する場として「渋谷福祉学会」を大学と共催するなど、福祉に興味・関心を持つきっかけづくり、横断的なネットワークづくりを進めています。
- ガイドヘルパーの確保・育成のため、2018年度には移動支援事業者交流会、知的障害者移動支援事業者養成研修を実施し2019年度には回数や定員の拡充をしました。
- しぶやピッテで開催されている「しぶや福祉のしごと相談・面接会」に区内の福祉事業所が参加し、介護と連携した人材確保の取組を進めています。

(2) 資質向上・定着のための支援を行います。

- 区では、各種研修・講座の実施や参加促進など、支援人材の資質向上、ボランティア人材の養成等の取組を続けています。また、渋谷区自立支援協議会の部会活動等を通じて、事業者の枠を超えた情報の交換や課題の共有に取り組むとともに、基幹相談支援センターによる相談支援専門員の資質向上のための取組も進めています。
- 支援人材の不足は、各サービス種別における共通的な課題となっており、区は、渋谷区自立支援協議会福祉計画部会と連携して、従事者を対象とするアンケート調査を実施しました（実施概要と結果は、P.12、P.16 参照）。
- 区内の福祉事業所では、若手の支援者が中心となる、次世代ネットワーク会議を立ち上げて、研修会やテーマに応じた情報交換を行い、事業所間のネットワークづくりにも力を入れています。

(2) 成果目標の達成状況

～第5期渋谷区障害福祉計画・第1期渋谷区障害児福祉計画の成果目標の進捗状況～

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	
2020年度末までの地域生活移行者数	12人	0人	○国指針に準拠して目標を設定した（2016年度末の施設入所者133人から2%以上削減）。 ○目標は達成できなかった（施設入所者は、障がいの重い人が多いこともあり、地域移行が進まなかった。グループホーム等の整備など地域移行を促進する取組を継続する。）
2020年度末の施設入所者数	130人	134人	

※2020年度の実績が未確定のため、2019年度実績を掲載

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	区役所新庁舎への移転や基幹相談支援センターの開設を機に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	未設置（設置に向けて検討中）

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績
地域生活支援拠点の整備	2022～2023年頃を目標に、地域生活支援拠点の段階的整備を進める。	検討中（はあとびあ原宿や神宮前三丁目障がい者施設を中心に、事業所等のネットワークによる面的整備を進めることとし、2020年度に地域生活支援ネットワーク検討のための会議を開催）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【2020年度の目標】

項目	目標	実績	
一般就労移行者数	21人	17人	○国指針に準拠して目標を設定した。 ・一般就労移行者数：2016年度末の一般就労移行者数14人の1.5倍以上 ・就労移行支援事業の利用者数：2016年度末の就労移行支援事業利用者数22人の2割以上増 ・就労移行率3割以上の事業所数：2017年12月末現在の10事業所に対し5割以上 ○就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率3割以上の事業所数は、目標を大きく上回って増加したが、一般就労移行者数は、目標を下回った。 ○就労定着支援開始1年後の職場定着率は、目標に近づいており、一定の成果がみられる。
就労移行支援事業の利用者数	27人	54人	
就労移行率3割以上の事業所数	5事業所	9事業所	
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80%	75%	

※2020年度の実績が未確定のため、2019年度実績を掲載

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績
児童発達支援センターの設置	2020 年度末までに、区内に 1 か所以上児童発達支援センター機能を確保する。	準備中（設置に向けて検討中）
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	2020 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する。	達成（2020 年 6 月から代々木の杜ピ ア・キッズで保育所等訪問支援事業を 開始）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2020 年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する。	準備中（2024 年度に開設予定の神宮前 三丁目障がい者施設に確保予定）
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	既存の協議会やネットワークを活用しながら、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を検討します。	達成（2020 年度に医療的ケア児支援 協議会を設置）